

9 子ども家庭福祉に関する専門職等の養成に取り組む自治体への財政支援について

児童虐待件数も年々増加傾向にある中、深刻化する子どもの虐待問題の対応に地方自治体は苦慮している。

このように深刻化する児童虐待に的確に対応するため、虐待の防止、早期発見及び早期対応等に関する専門的な知識、技術を有する職員の育成や、児童相談所、児童福祉施設等の体制を強化する必要がある。

また、子どもの虐待に対して適切な対応を講じていくためには、被虐待児のケア及び家庭支援の中核的役割を担う児童相談所等において、家庭福祉に特化した高い専門性のある人材の配置が求められている。

国においては、以下のとおり検討が進められている。

- ・令和元年9月 子ども家庭福祉の専門職養成等ワーキング設置
- ・令和2年4月 改正児童福祉法施行後、当該年度夏までに中間的整理
- ・令和2年12月までにワーキング議論の整理

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 専門職等養成の早期制度化

児童虐待への対応に当たっては、児童相談所など現場において、子ども家庭福祉に関し高度な専門知識を有した人材が必要であることから、子ども家庭福祉に関する専門性を有する職員の養成について、早期の制度化に取り組むこと。

2 高度人材を養成する教育機関の整備及び自治体の取り組みに対する財政措置

現行の大学等における社会福祉士の国家資格取得に必要な家庭福祉に関するカリキュラムは時間的にも少ないことから、家庭福祉を専門とする高度人材を養成するには、専門の機関が必要である。

このため、より高度な人材の育成について、国においては、教育機関の整備を自ら行うとともに、自治体による大学院設置等の取り組みに対し所要の財政措置を講じられたい。